

生涯学習概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 以下の①、②の論点について、あわせて800字以内で述べなさい。
大学における学芸員の養成科目や、学芸員資格認定(試験認定)試験に「生涯学習概論」が含まれているが、それはなぜか。
① 科目の内容・求められている知識・理解の内容を例示しながら述べなさい。
② 教育職員免許状には「免許状更新講習」があるが、学芸員資格についてはどのように考えるべきか。(30点)
2. 平成29年に告示された学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」がその基本的な理念とされている。この理念の実現に、学校と地域の連携・協働の点から貢献できる具体的な内容を制度面、実践的な取組などから400字以内で述べなさい。(15点)
3. 次の事項の中から 2つを選び、それぞれ200字以内で説明しなさい。その際、各事項の キーワード2つを必ず用いて説明しなさい。(各10点)

① 専門学校	キーワード：学校教育法第1条，職業
② 生涯スポーツ	キーワード：国民体育大会，障害者スポーツ
③ PIAAC	キーワード：OECD，成人力

4. 次の文章の①～⑦に該当する適切な語句を、下記の□の中から選択し、解答用紙にはその記号を答えなさい。(同じ番号には同じ語句が入る。)(各5点)

第二次世界大戦以前, 社会教育施設に関しては, 明治32年公布の(①)を除き, 法令が整備されることはなかった。

昭和22年に制定された(②)第7条に「国及び地方公共団体は, 図書館, 博物館, 公民館等の施設の設置, 学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。」と定められ, 図書館については図書館法, 博物館については博物館法, 公民館については(③)に規定された。

社会教育施設は, 平成15年の地方自治法改正によって新設された(④)制度によって, いわゆる「直営方式」ではなく(④)によって実際の運営がなされるものが増えつつある。平成30年度社会教育調査によると, 公立社会教育施設の図書館・博物館・公民館のうち, (⑤)が最も高く, 30.2%は(④)が導入されている。

社会教育施設の所管をめぐっては, 令和元年の(⑥)改正により, 図書館, 博物館, 公民館その他の社会教育に関する教育機関について地方公共団体の長が所管することが可能となった(第23条第1項)。ただし, 地方公共団体の長が社会教育に関する教育機関を所管するための条例を制定する場合, 議会が(⑦)の意見を聴かねばならないとされている(第23条第2項)。

- | | | | |
|---|------------|----------|-----------------------|
| ① | ア 図書館令 | イ 博物館令 | ウ 公民館令 |
| ② | ア 教育基本法 | イ 学校教育法 | ウ 教育委員会法 |
| ③ | ア 公民館法 | イ 社会教育法 | ウ 生涯学習振興法 |
| ④ | ア 指定経営者 | イ 指定運営者 | ウ 指定管理者 |
| ⑤ | ア 図書館 | イ 博物館 | ウ 公民館 |
| ⑥ | ア 文部科学省設置法 | イ 教育委員会法 | ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 |
| ⑦ | ア 中央教育審議会 | イ 教育委員会 | ウ 社会教育委員 |